

4 地球温暖化対策の推進

“地球温暖化対策の推進”は、次に示す基本目標の実現に向けた施策の方向性を示すものである。

基本目標 芦屋エコライフの普及

基本目標 環境への負荷の低減

基本目標 参画と協働の推進

地球温暖化対策の推進に向けて実施する事項

(1) 市の率優先的取組の推進

- 芦屋市環境保全率先実行計画の推進
- 推進状況の公表

(2) 参画と協働による地球温暖化対策の推進

- 協議の場の設立
- 新エネルギー・省エネルギー設備導入の促進
- 省エネルギー活動の推進
- 緑化の推進
- 水循環の確保

(1) 市の率先的取組の推進

芦屋市環境保全率先実行計画の推進

平成 11 年 4 月に施行された『地球温暖化対策の推進に関する法律』の規定に基づき，市が一事業者，一消費者としての立場から，環境への負荷の低減に率先して取り組むとともに，特に，地球温暖化対策として温室効果ガスの削減に向けた行動計画として，平成 13 年 3 月に「芦屋市環境保全率先実行計画～あしやエコオフィスプラン～」（以下「実行計画」という。）を策定した。

この実行計画は，平成 17 年度に最終年度を迎えるため，これまでの取組の成果を環境マネジメントシステムにより点検・評価し，次のステップとして，平成 17 年度中に新たな計画を策定する。計画策定後は，目標の達成に向けた率先的な取組や，環境マネジメントシステムの活用に努める。

なお，この実行計画は，国の動向を踏まえながら適宜見直しを行う。

芦屋市環境保全率先実行計画

【計画の概要】

計画期間：平成 13 年度～平成 17 年度（5 年間）

基準年度：平成 11 年度

対象範囲：市が行うすべての事務・事業（市が外郭団体等に委託している事業も含む。）

【計画の目標】

項 目	目 標	平成 15 年度実績
(1) 温室効果ガス総排出量の削減	8 %以上の削減	2.0 %削減
(2) 市施設等で使用する燃料使用量の削減	5 %以上の削減	-
都市ガス		3.2 %削減
L P G		38.2 %削減
A 重油		0.3 %増加
軽油		27.3 %削減
灯油		99.9 %削減
石炭		皆減
ガソリン（自動車燃料）		4.0 %増加
軽油（自動車燃料）		31.3 %削減
(3) 電気使用量の削減	5 %以上の削減	1.0 %増加
(4) 水使用量の削減	5 %以上の削減	10.0 %削減
(5) 用紙類の使用量（購入量）の削減	10 %以上の削減	5.2 %削減
(6) 低公害車の導入	10 %以上(普及率)	8.0 %(普及率)
(7) 紙資源回収の推進	50 %以上の増加	45.8 %増加

備考 1) 目標は基準年度比（(6) を除く。）

2) (6) の目標は，市の公用車のうち低公害車が占める割合

推進状況の公表

実行計画の推進状況については，市広報紙等により毎年公表する。

公表する内容は，項目毎の取組状況や課題，今後の対応策等とする。

(2) 参画と協働による地球温暖化対策の推進

協議の場の設立

地球温暖化対策の機運を高めるため、環境学習を推進していくとともに、日常生活に伴って排出される温室効果ガスの抑制等のために必要となる手段等について、市民・事業者・市などが協議する場を設け、参画と協働による地球温暖化対策の推進を目指す。

また、協議にあたっては、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に規定された「兵庫県地球温暖化防止活動推進センター」¹⁾等との連携を図る。

新エネルギー・省エネルギー設備導入の促進

公共施設の新設や建替えの際には、太陽光発電等の新エネルギー設備や、省エネルギー型の設備を率先して導入するよう努めるとともに、新エネルギーや省エネルギーに関する情報を市民や事業者向けに分かりやすく提供し、自主的な設備導入の促進を図る。

また、兵庫県地球温暖化防止活動推進センターが実施している「ひょうごグリーンエネルギー基金」等の制度を紹介し、新エネルギーの普及促進を図る。

太陽光発電



(岩園小学校)

太陽光発電



(南芦屋浜下水処理場)

ハイブリッド型発電²⁾



(芦屋市総合公園)

ひょうごグリーンエネルギー基金

環境にやさしいエネルギー（グリーンエネルギー）の普及という環境保全のためのコストを、県民・事業者の皆さんが参加して負担しあおうとするもの。

県民や事業者がエネルギー節約分程度のお金を兵庫県地球温暖化防止活動推進センターへ寄附し、センターが県内各地のシンボリックな場所に太陽光発電施設等を設置するための資金として活用する。

¹⁾ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいて設置されるもので、地球温暖化対策に関する啓発・広報活動、地球温暖化防止活動推進員等に対する支援などを行う組織

²⁾ ハイブリッドとは、複合、混成という意味で、ここでは、太陽光発電と風力発電を組み合わせたもの。

省エネルギー活動の推進

環境学習の重要テーマに地球温暖化対策として、電気やガス等の省エネルギーを位置付け、省エネルギー活動の推進を図る。

また、日常生活と環境との関わりを認識し、環境に与える負荷を減らすための手段である環境家計簿等の普及に努め、省エネルギー活動の推進を図る。



環境家計簿（エコチェックカレンダー）

出典：兵庫県地球温暖化防止活動推進センター

省エネルギー活動の具体例

手順1 必要性を判断する

- エアコンや暖房器具の使用が必要かどうかよく考え、なるべく使用しない。
- 不必要な照明はつけない。

手順2 環境にやさしいものを選ぶ

- 交通手段を選ぶ。（自動車の利用は控え、公共交通機関や自転車・徒歩を選択する。）
- 購入する製品を選ぶ。（省エネルギー型の製品、環境ラベルの付いている製品など）
- 低公害車を選ぶ。（天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低燃費・低排出ガス認定車など）

手順3 環境に負荷を与えないように使用する

- 電気、ガス、水道、用紙等を使用するときは、節約を心がける。
- 電灯や家電製品を利用するときは電源をこまめに切り、必要のないものは主電源を切る。
- 冷暖房器具を利用するときは、適正温度に設定する。（冷房 28℃、暖房 20℃）
- 自動車を利用するときは、エコドライブを心がける。（エコドライブについては、34頁参照）
- ぬれたままのヤカンやナベを火にかけない。
- 風呂には間隔を置かずに続けて入り、追い炊きはしない。
- 炊飯ジャーの保温機能を長時間使用しない。
- 台所の給湯器の設定温度は、なるべく低くする。
- 冷蔵庫にもものを詰め込みすぎない。開けたらすぐに閉めるよう心がける。
- 風呂の残り湯を洗濯に用いる。

緑化の推進

温室効果ガスの一つである二酸化炭素の吸収を促進するため、市街地の緑化に努める。

また、都市の高温化の抑制を図るため、「芦屋市緑化等環境保全事業助成制度」の活用や県等の助成制度を紹介し、市民・事業者による建築物の屋上や壁面など敷地内の緑化に取り組むよう啓発に努める。

水循環の確保

歩道や駐車場などを整備する際には、透水性舗装等の導入に努めるとともに、阪急以南の地域では民有地でも排水設備として雨水浸透柵の設置や透水性舗装の普及を図る。

また、井戸の保全と活用を図るとともに、雨水利用も検討するなど水循環の確保に配慮した取組を推進する。

緑化と水循環の確保による効果

